|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |

様式第５－（イ）－②

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（イ－②）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日  （あて先）一関市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名（会社名）　　　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　私は、　　　　　　　　　　　　　業（注２）を営んでいるが、下記のとおり、　　　　　　　（注３）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。  記  **売上高等**  **Ｂ**－**Ａ**　　　　　　　　　　　　主たる業種の減少率　　　　　　　　　　　　％  **×１００**  **Ｂ**　　　　　　　　　　　　　全体の減少率　　　　　　　　　　　　　　　％  **Ａ**：申込時点における最近３か月間の売上高等  主たる業種の売上高等　　　　　　　　　　円  全体の売上高等　　　　　　　　　　　　　円  **Ｂ**：Ａの期間に対応する前年の３か月間の売上高等  主たる業種の売上高等　　　　　　　　　　円  全体の売上高等　　　　　　　　　　　　　円 |
| 一関市指令商第　　　　号  　令和　　　年　　　月　　　日  　申請のとおり相違ないことを認定します。  （注）本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定者　一関市長　佐　藤　　善　仁 |

（注１）本様式は、主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注２）主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注３）「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

（留意事項）

①　本申請書及び別紙添付書類は２通の提出が必要です。

②　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③　市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（イ－②）の添付書類

令和　　　年　　　月　　　日

（あて先）一関市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

**（表１）事業が属する業種毎の最近１年間の売上高**

当社の主たる事業が属する業種は　　　　　　　　　　　　　　　　　（※１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種（※２） | 最近１年間の売上高 | 構成比 |
|  | 円 | ％ |
|  | 円 | ％ |
|  | 円 | ％ |
|  | 円 | ％ |
| 企業全体の売上高 | 円 | １００％ |

※１　最近１年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※２　業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

**（表２）最近３か月の売上高【Ａ】**　（　　　年　　　月　～　　　年　　　月　）

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種の最近３か月の売上高 | 円 |
| 企業全体の最近３か月の売上高 | 円 |

**（表３）最近３か月の前年同期の売上高【Ｂ】**（　　　年　　　月　　～　　　年　　　月　）

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種の最近３か月の前年同期の売上高 | 円 |
| 企業全体の最近３か月の前年同期の売上高 | 円 |

**（１）主たる業種の減少率**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ】　　　　　　　　　　円　－　【Ａ】　　　　　　　　　　円 | ×１００　＝ | ％ |
| 【Ｂ】　　　　　　　　　　円 |

**（２）全体の減少率**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ】　　　　　　　　　　円　－　【Ａ】　　　　　　　　　　円 | ×１００　＝ | ％ |
| 【Ｂ】　　　　　　　　　　円 |

（注）認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

（留意事項）

試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することはできません。